

## 原子力防災への取り組み強化について

平成24年1月

東京電力福島第一原子力発電所のような原子力災害を二度と起こさないため、事業者、国及び地域等の原子力防災への取り組み強化が急務である。今般の反省を踏まえ、原子力災害対策特別措置法の改正、原子力安全庁（仮称）の防災体制の充実、防災対策に係る国及び地域の計画の改定、オフサイトセンターの整備等により、速やかに防災体制を強化し、緊急時対応に備える

### 1. 原子力災害対策特別措置法（原災法）の改正

#### ○ 「防災指針」（現行：原子力安全委員会決定）の法定化

現行の「防災指針」に代わる原子力災害対策の指針を原子力安全庁が策定することを法定化。

#### ○ 原子力事業者による防災訓練の強化

事業者の防災訓練の実施状況を国が確認し、必要な改善等を命令。

#### ○ 原子力災害対策本部の体制・機能の拡充

副本部長、本部員の拡充、事後対策における本部機能の追加。

### 2. 国の防災体制の充実

#### ○ 原子力安全庁（仮称）本庁における危機管理体制の整備

「緊急事態対策監」（オンサイト対策）、「原子力地域安全総括官」（オフサイト対策）、及び危機管理ユニット（原子力防災課、監視情報課）を設置。

#### ○ 地方の防災体制の充実

サイト近傍（22カ所）に原子力保安検査官事務所、立地県等に原子力安全連絡調整官（まず5名）、ブロックの地方環境事務所に環境・原子力安全課（環境対策課を名称変更）を配置。

#### ○ 原子力緊急事態における対応体制の整備

万が一の事故の際に的確に対応できる情報連絡・調整・意志決定の体制を整理構築。

### 3. 国及び地域の防災計画の改定の早期実施

#### ○ 改正原災法の4月施行に向けた国の「防災基本計画」、「防災指針」の改定

防災基本計画の原子力災害対策編の改定と改正原災法に基づく指針の策定を年度内に準備。

#### ○ 関係都道府県及び市町村の「地域防災計画」の策定支援

関係道府県・市町村による速やかな地域防災計画の策定に向け、年初にガイドラインを提示。交付金による計画策定経費の手当など、技術面、資金面で自治体を支援。

### 4. オフサイトセンターの整備等対応力の強化

#### ○ オフサイトセンターの見直し・充実

原子力安全委員会での議論も踏まえ、オフサイトセンターの機能や設置場所等の見直しを昨年末から検討に着手しており、新年度からは具体的な計画を策定。

○ 通信・放射線防護等に係る資機材の整備・充実

オフサイトセンターや自治体の防災拠点における通信手段の確保、防護服・線量計等の放射線防護資機材の整備などを推進。(緊急時安全対策交付金 約 90 億円 (23FY 約 30 億円))

○ 実効性の高い防災訓練の計画・実施

実際の情報連絡、指揮命令、現場での行動などに即した防災訓練を実施。

○ 改正原災法に基づく事業者の対応に係る環境整備

原災法の政省令制定により、原子力事業者の防災業務計画に係る協議や事故発生時の通報手順等、事業者の防災対応の準備を行う環境を整備。